

令和元年第2回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年6月10日（月曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年6月10日午前10時00分			議 長	上 田 利 治 君
	散 会	令和元年6月10日午前11時06分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	1 番	小 山 善 照 君		9 番	岩 下 孝 嗣 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸太郎 君		副 町 長	西 立 也 君	
	教 育 長	中 島 安 行 君		総 務 課 長	山 邊 健 仁 君	
	財政企画課長	加 納 晴 美 君		会計管理者兼税務課長	井 上 新 吾 君	
	住民福祉課長	中 山 ふ み 君		保健介護課長	山 口 善 正 君	
	産業振興課長	日 高 大 助 君		まちづくり課長	中 山 昇 洋 君	
	生活環境課長	鈴 木 博 之 君		教 育 課 長	中 村 大 造 君	
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議会事務局主査	松 本 辰 範	

令和元年第2回玄海町議会定例会議事日程（第1号）

令和元年6月10日 午前10時開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議長の諸報告
- 日程4 町長の行政報告
- 日程5 議案第26号 庁舎空調設備改修工事請負契約について
- 日程6 議案第27号 玄海町町長及び副町長の給料月額の特例条例の制定について
- 日程7 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第31号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第32号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

午前10時 開会

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますの

で、これより令和元年第2回玄海町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、1番小山善照君、9番岩下孝嗣君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日6月10日から18日までの9日間とし、本会議を10日、13日及び18日の3日間、予算特別委員会を14日及び17日の2日間、休会を11日、12日及び15日、16日の4日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月10日から18日までの9日間とすることに決定いたしました。

日程3 議長の諸報告

○議長（上田利治君）

日程3. 議長の諸報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による監査委員からの例月現金出納検査の報告と、本年3月から5月までの玄海原子力発電所の運転状況等の報告につきましては、お手元に配付しております書類により御了承方お願いいたします。

まず、5月22日に佐賀県町村議会議長会の臨時総会が佐賀市で開催され、出席いたしました。議事として、役員の改選が行われ、会長に有田町議会の松尾議長が再任、副会長に私と太良町議会の坂口議長が再任、監事に江北町議会の西原議長が再任、同じく監事に白石町議会の片渕議長が新任となりました。

また、佐賀県市町総合事務組合議会議員に、県議長会より松尾会長と副会長の私が互選されました。なお、監査委員には西原監事が推薦されました。

次に、5月27日に全国原子力発電所所在市町村協議会総会が東京都で開催され、脇山町長と出席いたしました。

詳細につきましては、後ほど町長から報告があると思いますので、省略いたします。

次に、5月28日に平成31年度町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、中山副議長と出席いたしました。

研修会は、櫻井正人全国町村議会議長会会長の開講挨拶で始まり、第1部では、「町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告」について、山梨学院大学法学部教授江藤俊昭氏、明治大学政治経済学部地域行政学科長牛山久仁彦氏、首都大学東京都市環境学部准教授長野基氏より、それぞれ講演が行われました。第2部では、町村議会特別表彰を受賞された長野県喬木村議会下岡議長から「小規模議会の在り方を求めて～夜間・休日議会の挑戦～」と題して、続いて、鳥取県若桜町議会川上議長と前住副議長から「町民に寄り添う議会を目指して～鳥取県若桜町議会の歩み～」と題し、最後に、京都府与謝野町議会家城議長から「京都府与謝野町議会の取り組み～町民に信頼され存在感のある議会を目指して～」と題して、それぞれの議会活動についての発表がなされ、活発な意見交換が行われました。

次に、5月30日に令和元年度第54回西九州自動車道建設促進期成会定期総会が伊万里市で開催され、西副町長と出席いたしました。

総会の付議案件として、平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告、令和元年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）が提案され、原案のとおり決定されました。

議案審議終了後には事業の概要と進捗状況についての説明があり、意見交換が行われました。

次に、5月31日に令和元年度第36回国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会定期総会が唐津市民会館で開催され、西副町長と出席いたしました。

総会の付議案件として、平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告、役員改選、令和元年

度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）が提案され、原案のとおり決定されました。

また、同日に令和元年度第50回国道204号線の整備促進期成会定期総会が同会場で開催され、西副町長と出席いたしました。

総会の付議案件として、平成30年度事業報告及び歳入歳出決算報告、役員改選、令和元年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）が提案され、原案どおり決定されたところでございます。

以上をもちまして議長の諸報告を終わります。

日程４ 町長の行政報告

○議長（上田利治君）

日程４．町長の行政報告を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

おはようございます。本日は、令和元年第２回玄海町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、３月定例会以降、きょうまでの主なものについて行政報告を申し上げます。

まず、３月５日に本町花の木において上場中部地区共乾施設の落成式が開催され、上田議長、議会産業厚生常任委員会の議員の皆様と出席いたしました。

本施設は、玄海町と鎮西町にありました共同乾燥施設を統合し、整備をされまして、処理能力の強化や荷受け体制の見直しがされているところでございます。

特に荷受けについては、出荷が集中すると長時間待たされるといった状況になっておりましたが、車輛にもみを積載したまま計量するトラックスケールを導入したことにより、スムーズな荷受けができる体制を整えたということでございました。

次に、４月５日に本町町民会館文化ホールにおいて上場中部地区共乾施設利用組合設立総会が開催され、出席いたしました。

総会では、規約・規定（案）、平成31年度事業計画並びに収支予算案等５議案が審議され、全て原案どおり承認されたところでございます。

また、近年、１等米率が低下しているということで、害虫防除の徹底、肥料等の適期施用を行い、「上場こしひかり」の銘柄確立を図りたいということでございました。

次に、４月25日、唐津市浜玉町においてＪＡからつ柑橘選果場の落成式が開催され、上田議長、議会産業厚生常任委員会の議員の皆様と出席をいたしました。

本施設は、上場・浜玉・山本の3選果場を統合する施設として、処理能力の強化や荷受け体制の合理化を図る形で整備をされたところでございます。

特に出荷前の農家ででの選別作業が、光センサーの機能アップにより格段に労力の軽減がなされるということでございます。

次に、5月9日、株式会社フローラとの包括連携協定締結式を行いました。株式会社フローラの天然由来の植物活力液「HB-101」を本町で栽培している薬用植物に利用し、付加価値や生産性の向上を目指すことによって、農業振興及び地域発展に貢献することを目的に包括連携協定を締結しました。

当面无償で活力液を提供してもらい、薬草園にて植物の有効成分や収量増加などを調べるものです。有効成分の増加や収量増の結果が出れば、農家の生産性、経済力の向上につながると期待しております。

次に、5月10日、全国原子力発電所所在市町村協議会役員会が東京において開催され、出席をいたしました。会議では、5月27日開催の総会に提案する議案について協議が行われました。

次に、5月15日、東京において全国道路利用者会議第71回定時総会が行われ、出席いたしました。

総会では、平成30年度事業報告、収支計算書、役員の一部改選（案）、令和元年度事業計画（案）、収支予算書（案）等が審議され、全て原案どおりに承認されました。また、総会終了後は、道路整備促進について国土交通省への要望活動を行いました。

引き続き、翌日の5月16日、東京において道路整備促進期成同盟会全国協議会第40回通常総会及び命と暮らしを守る道づくり全国大会が行われ、出席をいたしました。

総会では、平成30年度事業報告並びに決算報告、役員改選（案）、令和元年度事業計画（案）並びに予算（案）が審議され、全て原案どおりに承認されました。

命と暮らしを守る道づくり全国大会では、地方創生及び国土強靱化を実現し、ストック効果を早期に発揮させるため、一、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を着実に実現するための予算の確保、一、高規格幹線道路等の未整備区間の解消及び4車線化・6車線化の早期実現、一、予防保全を含む道路の老朽化対策に必要な予算の別枠確保など8項目について計画的かつ着実に推進し、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう新たな財源の創設を検討するとともに、令和2年度道路関係予算は所要額を確保することについて決

議がなされました。

大会終了後、この決議の内容について佐賀県選出国會議員への要望活動を行いました。

次に、5月20日、第15回佐賀県GM21ミーティングが佐賀市で開催され、出席いたしました。

この佐賀県GM21は、地域が主役との認識のもと、市町首長と知事を合わせた21人がさまざまな地域課題について自由闊達に意見交換を行い、まずは、課題を浮き彫りにするとともに、その意識を共有することを目的として開催されております。

今回は、6月県議会に上程予定の県総合計画について意見交換がありました。また、町村会を代表して、私から「幹線道路ネットワークの整備」をテーマに上げ、知事はもとより市町首長の意見を伺いました。

私としましては、原子力防災の観点を含め、県内の南北をつなぐ幹線道路の必要性を申し上げました。ほかの首長からもさまざまな観点から幹線道路ネットワークの必要性について意見があり、活発な意見交換となりました。

次に、5月27日に全国原子力発電所所在市町村協議会総会が東京で開催され、上田議長とともに出席いたしました。

第1部では、平成30年度事業報告及び収支決算報告と令和元年事業計画（案）及び収支予算（案）が審議され、原案どおり承認されました。

第2部では、原子力立地地域の意見を国や国會議員に伝え、今後の政策に生かしていただくための意見発表が行われました。

冒頭、古川康衆議院議員が挨拶され、「玄海町は私の第2のふるさとのようなところ、町議会の皆さんや町長さんが常に原子力に対してしっかりとした理解を賜わっていることにありがたく、力強く思っている。国としての意思をしっかりと示して、皆様方に安心していただくべく、これからも満身の努力をしていく」と述べられました。

立地自治体からは、国のエネルギー政策、担当省庁の役人の姿勢、規制庁の対応、国民への理解、復興支援など、国の姿勢を問いただす厳しい意見が出されていました。

最後に、私が閉会の挨拶で、各立地自治体では、今現在、それぞれに違った課題を抱えられており、難しいかじ取りを迫られていると思うが、共通の課題として知恵を出し合い、ともに発展していくことを祈念しますとして、閉会しました。

以上で行政報告を終わります。

日程 5 議案第26号 庁舎空調設備改修工事請負契約について

○議長（上田利治君）

日程 5. 議案第26号 庁舎空調設備改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第26号 庁舎空調設備改修工事請負契約につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

令和元年5月24日、条件付一般競争入札に付した庁舎空調設備改修工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、平成31年度庁舎空調設備改修工事でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約でございます。

契約金額は、286,000千円でございます。

契約の相手方は、佐賀県唐津市新興町25番地、大西工業・岸本組建設工事共同企業体、代表者、大西工業株式会社代表取締役社長、松尾俊介氏でございます。

工期につきましては、着工が議会議決の日以降で町が指定する日から、成工は令和2年3月25日までとしております。

支出科目は、一般会計、2款総務費、1項総務管理費でございます。

また、この工事の入札参加業者につきましては、公募に対して次のとおり計3者の入札参加申請がありました。

会社名としましては、大西工業・岸本組建設工事共同企業体、佐電工・小野建設工事共同企業体、有明電設・創建建設工事共同企業体の計3者でございました。

なお、予定価格に対する落札率は、95.67%でございます。

どうか御審議の上、原案どおり御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

3者の入札で、落札価格が286,000千円ということですけど、これは税込みですか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

税込みでございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○９番（岩下孝嗣君）

今、税込みということですけど、一応議運のときに説明を受けたんですけど、落札価格が260,000千円、税額が26,000千円ということは消費税が10%ということで私たちは説明を受けたんですけど、町民からしてみると、今は8%の消費税なのに、なぜ10%なのか、そしてまた、10月から10%の予定ですけど、上がっていないですね。その辺の説明を詳しくお願いします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

総務課長が詳しく説明いたします。よろしくお願いします。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

それでは、消費税について御説明いたします。

今回、業者は消費税率8%の段階でエアコン等の機器を調達することになるかと思います。そして、10月1日を迎えて役場内に設置し、来年3月に請求書が出てくる段階では10%の消費税額で請求がなされることとなっております。この差額の2%が、業者が得をするような見え方になるのではないかという考え方もありますが、消費税法上は当該2%分は税として納める分になりますので、業者としては8%であっても、10%であっても、損も得もしないということになります。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○ 9 番（岩下孝嗣君）

業者が納める税額が10%ということですか。今現在8%ですよ。機材を全て8%で買ったとする、そうすれば2%の差額が出てくると思うんですよ。その辺の益税になるということはないんですか。それとも、10月以降に仕入れた場合は10%でしょうけど、それまでに資機材を一括して購入しておけば8%で買えるわけですよ。そういうときはどういうふうになりますか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

8%でエアコン類を調達して、もし仮に8%の消費税のままそれをつけますと、それを仕入れにかかった費用ということで、8%で請求をすれば業者は2%の分が生じないのですが、10%で来年3月の請求ですので、消費税を余計に受け取ることになります。ただ、8%分は仕入れの分で控除されまして、2%の部分は新たに業者が受け取った分ということで消費税を納める対象になります。ですので、結果として、業者は消費税分を2%得することはないということでございます。（「益税にならないということ」と呼ぶ者あり）無駄に消費税を役場が納めて業者が得をすることにはならないということになります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○ 9 番（岩下孝嗣君）

よくわからないんですけど、たとえ8%で仕入れたとしても、工事のでき上がりが来年の3月になれば10%だから、その2%の差額を自分の懐に入れることはないという説明ですか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

議員御指摘のとおりでございます。業者がその2%を自分のところに入れるということはありません。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○ 9 番（岩下孝嗣君）

契約時点では消費税は８％ですね。しかし、工事の完了時点では１０％になっているであろうという想定ですよ。なるかどうかはわからない、いろんな政治事情でということですが、それを想定して１０％で初めから契約したということですか。そういう消費税法か、どういう税法か知りませんが、そういう規定になっているということですか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

消費税が１０月に予定どおり１０％になる前提で今回の仮契約も契約をする予定です。このやり方は、国土交通省から全国の地方自治体に対して通知がなされておりまして、現時点で契約を結ぶ案件でも、工事の引き渡しは１０月１日を越えるものについては１０％で契約をすることとされておりまして、それに従って、今回１０％で契約をしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○９番（岩下孝嗣君）

これはお役所仕事だから、そういうふうになっているんですか。例えば、民間であれば、今８％なら８％で契約しますよね。お役所仕事で法律がそういうふうに決まっているからこうなりますよということですか。それは難しくするつもりはありませんけど、今現時点では８％なので、その時点で契約するので、８％が妥当じゃないかと思うんですけど、１０％で契約してあるから言っているんですよ。私だったら、商売とすれば、みんな８％で仕入れますよ。これとこれ、何が要るということは、資材はわかっているから。しかし、業者も１０％で納めなくちゃいけないということになっているということですね。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

もし役場の工事が完了するのが１０月以前であれば８％で契約を当然する予定でございます。ただ、来年の３月ということで、消費税法上に従って１０％で契約しております。

先ほど申しましたとおり、２％部分については税法上、国に納めることになりますので、業者は損をする、得をするというようなことは生じないということになります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○ 9 番（岩下孝嗣君）

これは税法でそういうふうに定めてあるのなら、民間の契約の場合も同様ですね。

○議長（上田利治君）

井上税務課長。

○税務課長（井上新吾君）

一応消費税法ではそういうふうに定めてありますので、例えば、3月31日以前に契約を締結すれば、10月1日以前の引き渡しになれば8%、10月1日以降でも3月31日までに契約をしていれば8%という特例がありますけど、今回は4月1日以降に契約をしておりますので、10月1日以降の引き渡しについては10%が課税されるということになります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○ 9 番（岩下孝嗣君）

そういうことであれば、これ以上言っても法律でしょうから。しかし、民間では8%で契約して、来年度まで事業が延びても恐らく8%のままでしていると思いますよ。一般の民間人がそういう法律まで詳しいはずはありませんから。

それともう一点、行政事務支援室も、これは交換するようになっていきますよね、工事をするように。この行政事務支援室の資材は町費で部屋もつくってあるんですけど、この支援室の賃料はどういうふうになっていますか、部屋代は。今現在取っていますか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

現在取っていません。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○ 9 番（岩下孝嗣君）

現在取っていない、今まで取っていないわけですね。それをこういうふうに工事するときも町が負担してする。ということは、行政支援上はいろんな込み込みでしているということですね。そういう契約の仕方なんですね。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

事務室として与えておって、現在、賃料等は発生していない状況です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

よく聞こえなかったんですけど、契約の仕方によって賃料が発生しないと言われたですか。初めから賃料は取らないという契約をしているのかですね。そして、部屋の模様がえやら、いろんなものを変えた場合はどうするかというような契約もしていないわけですね。これはもうこの辺でいいですけど、ここでは、またその辺もよく整理して予算特別委員会なりでお聞きします。

それともう一点お聞きしたいのは、行政改革なり各課の組みかえを計画してあるというふうに聞いておりますが、組みかえをした場合でも、この工事のやりかえはしなくていいように、そういうふうに計画、ちゃんと図面は引いてありますよね。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

今回、また行革をずっと計画はしておりますけど、それに関しまして問題がないような設備改修を計画しております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第26号 庁舎空調設備改修工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 6 議案第27号 玄海町町長及び副町長の給料月額の減額に関する特例条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程 6. 議案第27号 玄海町町長及び副町長の給料月額の減額に関する特例条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

提案理由の御説明を申し上げます前に、今回の不祥事について、議会の皆様、また町民の皆様に対しまして、玄海町長としておわびの言葉を申し上げますこととお許しください。

平成25年度から平成28年度に総務課に在籍しておりました総務課課長のウイルス対策ソフトウェアの不正利用及びB-CASカードの書きかえ容疑で、昨年11月に自宅及び役場が家宅捜索を受けたことにより、当該課長が住民情報を不正にコピーし、自宅に持ち帰っていたことが判明し、本年1月31日、玄海町個人情報保護条例違反で逮捕・送検されました。その後、女性職員の健康診断票を撮影、不正持ち出しで同条例違反、ソフトウェアの不正利用で不正アクセス禁止法違反、B-CASカードの書きかえで私電磁的記録不正作出・同共用でそれぞれ追送検されました。

全体の奉仕者として、法を守り、町民の模範となるべき私たち公務員がこのような不祥事を引き起こしたことで、長年にわたり積み重ねてきた町民の皆様との信頼関係を根底から揺るがし、町政運営にはかり知れない影響を与えたことにつきましては、心よりおわび申し上げます。

本町では、本事案について事実関係を確認し、5月24日、当該職員に対し、懲戒処分として停職6カ月を科し、厳正に対処いたしましたところでございます。なお、当該職員より退職願が提出されておりましたので、処分日と同日付で願いを承認いたしました。

その上で、町政に対する信頼を失墜させるとともに、町政運営に混乱をもたらした総括的

な管理監督責任として、私は減給10分の1、1カ月、副町長にも減給10分の1、1カ月の処分を科したいと考えております。

今回の事案は、役場のかなめであるとともに、庁内の情報システムを管理する総務課長みずから起こしたものであり、法令を遵守すべき公務員としての姿勢が明らかに欠落していたものであります。

これらを踏まえて、情報管理の徹底による再発防止対策は当然のことながら、町民の皆様から失った信頼を一日も早く取り戻すという強い使命感を持って職務に精励するとともに、職員全員が猛省し、襟を正して綱紀粛正に努めてまいります。

私自身、本日を機に改めて初心に戻り、日々新たに町政の最高責任者としての職責を全うし、たゆまぬ努力を続けていく決意をここにお誓い申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

それでは、議案第27号 玄海町町長及び副町長の給料月額の減額に関する特例条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由としましては、町長及び副町長の本年7月分の給料月額をそれぞれ10分の1ずつ減額するため、特例条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、令和元年7月1日から同月31日までの間における町長及び副町長の給料月額を、玄海町町長及び副町長の諸給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同条例別表に規定する給料月額から当該額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

この問題は全国版の事件になりましたが、本人の退職金問題はどのようになりますか。私たちは説明を受けておりますが、町民の皆様は聞いていないと思いますので、説明をお願いいたします。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

山邊総務課長に答弁させます。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

退職金につきましては、今回、制度的に依願退職となるので、支給対象とはなりますが、起訴され、禁錮以上の刑に処せられたときは支給しないということで退職手当条例上なっております。ですので、既に今回退職をされましたが、当面は支払いを差しとめる処理をしているところでございます。

○議長（上田利治君）

中山昭和君。

○8番（中山昭和君）

実刑にならなかったら払うということですか。よくわからないので、もうちょっと説明してください。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

退職手当条例では、禁錮以上の刑、禁錮であるとか懲役刑になると退職手当は支払わない、それ以下、未満の刑、罰金刑であるとか科料であるとか、そういった場合は支払うということになっております。

現在、4つの件で佐賀地検に書類送検されておりまして、今後起訴されるか、あるいは不起訴になるのか、起訴されたら刑がどの程度になるのか、それを見た上で、最終的に支払うか否かというのを判断するということになります。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

公務員として、してはならない行為をしたということで町民の期待を裏切って、非常に大きな信用を失墜したということですけど、町長の寛大な処置によって停職処分ということで、非常に本人も反省しておると思います。今後の社会生活を思って町長が寛大な処置をされた

というふうに思っております。

それで、この件はいいんですが、この減額の内容ですね。事件があったのは平成25年から平成28年の間、町長が就任したのは去年の8月ですね。副町長が就任したのは本年度の4月1日。ということは、この事案が発生した時点では2人とも現職じゃないわけですね。そして、前の町長、岸本町長は去年の8月に退職したわけですけど、その後、事案が発覚して、平成30年12月23日に役場を捜索された。その時点では鬼木前副町長だったんですけど、こういうときの町長、副町長の責任として、減給処分にするということですけど、なぜ前の人はならないんですか。なぜ現職のその事案の発生したときの当事者じゃなくて、この処分をしたときの人になるんですか。どのような法律でそういうふうになるのでしょうか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

まずもって、前町長、前副町長に対する処分の考え方です。既にお二人とも退職されていまして、制度的に処分をするということではできません。1つ考えられますのが、退職金の返納でございます。特別職の退職手当条例上、返納についての規定がございますが、在職期間中の行為に関して、禁錮以上の刑に処せられるような非違行為があったと判断される場合、実際に逮捕された場合、そういった場合は返納を今の段階で請求できるということになってございます。ただ、前町長、前副町長が当時そのような行為をしたというわけではなく、あくまでも監督責任でどうかというような議論になりますので、結果として退職手当の返納を請求することはできないということになります。その上で、今、現町長及び副町長が減給するという考え方は、あくまで現町長、副町長、当時の事件であっても町を代表する責任者として総括的な監督責任を問うという考え方で、10分の1、1カ月の減給ということにしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

事案が発生した時期、また、発覚した時期じゃなくて決着をした時点において現職が責任をとる、その責任のとり方も自主的にとるということですか。それと、前職の場合は、自主返納をしなければ請求することはできないという説明でしたよね。それはもう当然現職じゃ

ないから今の時点ではできないでしょうけど、そういう決まりだからこうなんですと言われればそれまでなんですが、ちょっと心情的には納得しがたい部分があるわけですね。副町長は前から上司でありましたよね、統括監として。だから、あなたに幾ばくかの責任はあると思いますけど、脇山町長の場合は去年の8月になって、自分になってから発覚して処分をしたから処罰をしますよということですね。その辺は、そうなっているからそうですよ、仕方ありませんと言われればそれまでなのでしょうけど、前の町長、副町長がする場合は、自主的に退職金返納か何かしなければ、そういう処罰を——処罰と言ったらおかしいですけど、処分する必要はないということですね。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

制度的に前町長、副町長に返還を求めるということはできません。自主的にそういった申し出があれば、自治体への寄附という形で検討することになります。

それと、現町長の責任につきましては他自治体の事例を参考に、町長自身が最終的な判断をなされております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

この件に関して、渋々賛成するわけですけど、しかし、これからこういう問題は発生することがあると思うんですね。だから、そういう面においても、やはりある程度のルールといいますか、これしかないんでしょうかね。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

通常、懲戒処分をした場合において、軽微な処分であれば非違行為を行った本人のみというの考えられますが、今回の事例で申しますと、新聞その他で大きく報道されまして、社会的影響が大きかったものと考えています。

こういった場合の過去の事例では、やはり監督責任として町長、副町長の減給ということをしておりまして、過去との比較考慮も踏まえて、今回、このように判断したところでござ

います。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第27号 玄海町町長及び副町長の給料月額の減額に関する特例条例の制定については、
原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 7 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町税条例等
の一部を改正する条例の制定について）

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町国民健康
保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（玄海町介護保険
条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す
る条例及び選挙公報の発行に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につい
て

議案第30号 玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第31号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第1号）

議案第32号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上田利治君）

日程7. 議案第23号 専決処分の承認を求めることについてから議案第25号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第32号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの以上8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

専決処分の承認が3件、条例の一部改正が3件、令和元年度会計の補正予算が2件、合わせて8件でございます。

議案番号順に申し上げます。

議案第23号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令等が平成31年3月29日に公布され、原則として平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

次に、議案第24号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日

に公布され、平成31年4月1日から施行されることに伴いまして、条例の施行日までに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

次に、議案第25号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めるものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

専決理由といたしましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令等が平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されることになりましたが、条例の施行日までに緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

次に、議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案の理由としましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部改正に伴い、選挙長等の報酬の増額等、本条例等も所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第29号 玄海町基金設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、森林環境譲与税で行う事業を基金事業として実施するため、玄海町森林環境基金を新たに創設させていただくものでございます。

次に、議案第30号 玄海町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人、利率及び償還方法の規定を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、補正予算でございますが、議案第31号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,073,684千円を追加し、補正後の歳入歳

出予算の総額を7,486,684千円とするものでございます。

歳入補正予算の主なものといたしましては、1款町税、2項固定資産税、現年課税分1,205,700千円の増額、この主な要因は、九州電力玄海原子力発電所の3・4号機が再稼働したことに伴い、安全対策工事によって課税の対象となる資産がふえたことにより、課税額が増額したことによるものでございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目商工費国庫補助金6,104千円の増額は、プレミアム付商品券事業を行う上で必要な経費に関して、全額国庫補助となるとともに、同額を歳出予算に計上しております。

次に、17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金167,303千円の減額は、当初予算で歳出予算の財源不足を補うため基金を取り崩す計画としておりましたが、町税の増額により取り崩す必要がなくなったため、減額するものでございます。

次に、19款諸収入、4項雑入、6目雑入の21,238千円の増額の主な要因のうち、1つは、自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業において、コミュニティー活動に必要な備品や集会施設等の整備などへ助成がされており、自治区より申請された事業のうち2自治区の事業が採択となりましたので、その助成金を予算計上するもので、同額を歳出予算に計上しております。

もう一つは、プレミアム付商品券を販売した際の販売収入でございます。

次に、歳出補正予算の主なものといたしましては、2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費の1,024,458千円の増額は、今回の補正予算において歳入超過となっておりますので、今後の公共施設の維持管理に活用するため、公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費の23,504千円の増額は、歳入でも御説明いたしました、プレミアム付商品券事業を実施するに当たり、事業に必要な経費を予算計上するものでございます。

皆様のお手元に、議案とともに2枚の資料を配付させていただいております。

1つが、繰越明許費でございます。内訳は、プレミアム付商品券事業と道路改良事業の2件を平成31年度に繰り越しておりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

あわせて、事故繰り越しでございます。内訳は、町道長倉藤平線橋梁整備事業の一部工事

を平成31年度に繰り越しておりましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告申し上げます。

次に、議案第32号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ519千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を697,519千円とするものでございます。

歳出補正予算の主なものとしては、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費519千円の増額は、介護職員の処遇改善などに伴う介護報酬の改定が行われ、支給限度基準額の算定などを行うシステム改修の必要が生じたので、改修に係る費用を予算計上するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

ここでお諮りいたします。本件につきましては予算特別委員会に付託して審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 専決処分の承認を求めることについてから議案第25号 専決処分の承認を求めることについて及び議案第28号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第32号 令和元年度玄海町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの以上8件については、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午前11時6分 散会